

令和 5 年 11 月の市民の声（全 8 通のうち 7 通）

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

## ◇塩沢庁舎駐車場の夜間開放について

### 【ご意見・ご提案など】

塩沢庁舎の駐車場は夜間開放しないのですか。

平日の午後 6 時 30 分ころに駐車したら、帰ってきたバスのドライバーに、庁舎利用者以外は駐車禁止と言われました。そんな時間に庁舎を利用する人もいないのに、市民に駐車場を開放しないのはどうなのでしょう。

（令和 5 年 11 月 2 日）

### 【お返事】

塩沢庁舎駐車場の利用については、夜間、休日にかかわらず庁舎利用者、市役所関係者及びその他緊急の場合以外は原則駐車禁止としています。（その旨の看板も設置しています。）

庁舎利用者以外の駐車場の利用については、利用目的が市の業務を妨げない範囲である場合（塩沢まつり等の地域のイベント、行事等）に限り事前に主催者から利用申請をしていただき、施設管理者の許可のもとご利用いただいています。

したがって、利用の有無にかかわらず夜間開放は行っておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

（担当：塩沢市民センター）

## ◇一時預かりの日数制限緩和について

### 【ご意見・ご提案など】

南魚沼市では、一時保育の日数制限を週 1 日という設定していますが、制限の撤廃又は週 2 日に緩和して頂けませんか。

理由としましては、他市町村では制限が緩和されているとお聞きしております上、学校や地域の行事、妻の資格取得等の理由により週に重なることがあります。また他地域と異なり南魚沼市では利用できる育児サービスが少なく、子育てサービスにおいて格差が出ていると思います。

子育て支援を拡充していく方向は政府や市町村では同じベクトルであると思いますので、ご検討いただきぜひ子育てがしやすい魅力ある南魚沼市にしたいと考えております。

当方のみならず、他保護者の方も同様の悩みをよくお聞きしますので、ぜひご検討いただければ幸いです。

(令和5年11月2日)

### 【お返事】

現在、市の一時預かりの利用につきましては、育児リフレッシュ等の私的理由による保育の場合は週1日まで、就労等の非定型保育の場合は週3日まで、冠婚葬祭等の緊急保育が必要な場合には週5日までの利用が可能です。

お問い合わせのとおり、子育て世帯の核家族化や保護者の育児疲れ、就労のための資格取得等、様々なご家庭の状況があり、一時預かりを必要とするニーズも多様化していると考えます。国においては子育て世帯を孤立化させないための伴走型相談支援等に力を入れており、令和6年度から「こども誰でも通園制度」の実施が検討されています。当市としましても一時預かりを必要とされる保護者のニーズに対応するため、同制度に遅れることなく取り組めるよう準備を進めています。このため、一時預かり事業の見直しについては「こども誰でも通園制度」との両立や、両事業の利用状況を見ながら検討してまいります。

また、当市における保育サービスとして、一時預かり事業の他にもファミリーサポートセンター事業という制度もございます。利用の登録等が必要となりますが、こちらについての利用も検討いただきたいと思います。ファミリーサポートセンター事業については子育て支援センターが担当しています。

(担当：子育て支援課)

## ◇地方都市での戸籍取得について

### 【ご意見・ご提案など】

南魚沼市は、マイナンバーカードを使用した地方都市での戸籍取得の連携が取れていない。不便です。魚沼市はある。

(令和5年11月7日)

## 【お返事】

マイナンバーカードを利用した戸籍証明書のコンビニ交付につきましては、相当の費用を伴うことから、残念ながら当市ではまだ実施しておりませんが、他の市町村では徐々に導入が進んでおり、当市でも導入に向けた検討を進めています。

一方で、直近では戸籍等の大きな制度改正が行われることとなっており、その一環として、これまで本籍地の市町村でしか取得できなかった戸籍証明書を、全国どこの市町村窓口でも取得できる全国的なシステムが整備中であり、令和6年3月1日からサービス開始予定となっています。これにより遠隔地にお住まいの方の利便性は大きく向上することが見込まれます。

現在は、これらへの対応を優先し、戸籍のコンビニ交付の実施時期は決定しておりませんが、行政のデジタル化の推進や利便性の向上のため、コンビニ交付への対応についても早期に進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(担当：市民課 市民班)

## ◇消火栓等の維持管理について

### 【ご意見・ご提案など】

集落消防団は、最寄りで合併されており、消防署の迅速な活動で可能なことでしょう。しかし、現在の最寄りにある消火栓の維持、管理が初期消火に必要です。

1. 消火器具置き場は区で建設、修繕、管理維持すること。
2. 消防団で、ホース、管槍の傷みは消防署に届けると修繕してくれる。

上記2点を消防署職員から聞きました。この決まりはどこまで徹底しているのでしょうか。

以前は、演習の時に皆で放水訓練と泥吐きをしてホースの傷みがわかりました。今は放水には許可が必要とされて放水できません。以前ボヤが出たときにホースの破れで使用不能でした。器具置き場の塗装もはがれて施錠も錆びついているものがあります。秋の演習までに提案と思いましたが、今後区及び消防団に周知徹底を願うものです。

(令和5年11月17日)

## 【お返事】

消火栓の維持管理につきましては、消防本部及び消防団で定期的な維持管理に努めています。消防本部は初期消火用として消火栓 1 基につき管鎗 1 本、ホース 2 本、開閉器 1 本を支給しており、収納するホース格納箱や雪囲い等については行政区で任意で設置していただいています。

南魚沼市管内の消火栓数は約 2,500 基を超えており、消防本部担当係だけでは円滑な維持管理をすることが困難なため、毎年消防団の幹部を通じ会議等で協力依頼の周知徹底を図っています。しかし、消火栓の数が多いことや部の合併や統合、団員の入れ替わり等により消防団及び各行政区への周知が行き届いていないことが考えられます。

ホース類は消防本部、ホース収納箱や雪囲い等は行政区の維持管理という認識が曖昧になっていることも考えられますので、今後は文書による通知を含め、さらなる周知徹底に取り組んでまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：消防本部 警防課 警防係)

## ◇五十嵐交差点の予備信号機について

### 【ご意見・ご提案など】

五十嵐交差点(湯沢町から南魚沼市方面の下り坂)の予備信号の設置。設置位置をトンネル入口またはその付近にしてほしい。

### 【理由】

- ・ 赤信号の認知を早めるため。
- ・ 認知をスムーズにして減速を早め、急ブレーキ・追突事故を減らす。
- ・ 赤坂の急な下り坂またトンネル内の急カーブが影響し、以前より季節問わず前方の車が急ブレーキやハザードを点灯する場面に遭遇した。

雨天、降雪時には制動距離が伸びるため更にリスクが上がると考えられる。

交通量が多く、代替道路も旧国道以外に高速道路しか無い箇所なので、警察と協力して早急に対応していただきたい。

(令和 5 年 11 月 14 日)

## 【お返事】

五十嵐交差点の補助信号につきまして、南魚沼警察署交通課に要望の内容を伝えました。交通課担当者からの回答は、「補助信号の設置は国土交通省が設置主体であり、警察と協力して行っています。現在、要望箇所は工事中のため、暫定信号を設置している状態であり、今すぐ補助信号を設置することはできません。正式な補助信号については工事完了後に設置します。」とのことでした。

ご意見の内容は伝えましたが、補助信号の設置位置などについては今後の検討になるようでしたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：市民生活部環境交通課)

## ◇市営浦佐駐車場について

### 【ご意見・ご提案など】

市営駐車場（浦佐駅利用者用）ですが、駐車場のラインがほとんど消えていて駐車する方も適当に停めるために場外に駐車する人もいます。ラインを引き直して整理することは出来ないのでしょうか？

電車や新幹線を利用する際に駐車しようとするのですが、微妙な止め方が多く止められずに有料駐車場を使用することが多々あります。

(令和 5 年 11 月 20 日)

## 【お返事】

市営浦佐駐車場の駐車区画線については、ご意見をいただきましたとおり経年劣化により消失し、混雑時は通路部分への迷惑駐車もありご不便をおかけしています。

駐車区画線施工は冬期間できないため、来年できるよう準備しますので、しばらくお待ちください。なお、施工時には、駐車場の使用ができない期間がありますので、ご協力をお願いします。

(担当：大和市民センター市民班)

## ◇庁舎の喫煙所について

### 【ご意見・ご提案など】

市役所は禁煙のはずですが、本庁舎には職員の喫煙所があると聞きましたが本当でしょうか。本当ならどうしていつまでであるのでしょうか。きまりを守ってほしいです。

(令和 5 年 11 月 27 日)

### 【お返事】

改正健康増進法により、市役所は第一種施設に規定され、敷地内禁煙となっています。ただし、改正健康増進法において、例外的に市役所でも「特定屋外喫煙場所」を設置すれば、特定屋外喫煙場所において喫煙が可能となっています。

特定屋外喫煙場所は一定の条件を満たさなければ認められません。その条件は次の3つです。

- ① 喫煙場所と非喫煙場所が区画されている
- ② 喫煙場所であることが分かるように標識を掲示している
- ③ 施設利用者が通常立ち入らない場所であること

市役所では、法律に基づいた条件を満たす特定屋外喫煙場所を設定しています。

特定屋外喫煙場所が設置されている理由としては、職員に喫煙者がいるからです。特定屋外喫煙所を設定せず、敷地外で喫煙されると受動喫煙の可能性があり、周囲の迷惑になりますので、特定屋外喫煙所を設定しています。

(担当：財政課用地管財班)